

実務経験証明書・実務経験見込証明書記入要領

- 1 証明者が押印した証明書(原本)を提出してください。右上の日付は証明書作成時の日付を記入してください。
- 2 業務期間欄は、被証明者が要援護者に対し、直接的な対人援助等を行っていた期間を記入してください。
- 3 業務期間に育児・介護・病気休暇期間が含まれる場合は、当該休暇期間は業務期間に算入されません。産前産後休暇については業務期間に算入できます。(従事日数には算入できません)
- 4 業務内容欄は、被証明者の本来業務について、具体的に医業、病院看護業務、特別養護老人ホーム介護業務等と記入してください。
- 5 業務内容欄の業務区分コード欄には、別記1「福井県介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格」の(5)業務区分コード(9 ページ)の別表 1、2 のどの業務に該当するかを確認し、コード番号を必ず記入してください。
- 6 業務に従事した実日数については、1 日の勤務時間が短い方の場合についても1 日勤務したものとみなします。(実務期間内において実際に実務に従事した日数(休日、病気、休暇等で業務に従事しなかった日を除いた日数)を記入してください)
- 7 「福井県介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格」(5)業務区分コード別表 1(9 ページ)に該当する方は資格証明書等の写し(A4 版の大きさに縮小・拡大コピーしたものとし、資格証明書等の裏面に記載がある場合には、裏面もコピーしてください)を添付してください。
- 8 上記の国家資格等のコードで受験する場合、算入できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。登録日前の採用開始日とお間違えないようご注意ください。
- 9 証明書作成時において被証明者が就業している施設等が証明する場合には、次のとおりとします。
 - (1) 証明書作成時に、必要な実務経験の期間を満たしている場合は証明書作成時までの証明とし、表題の“実務経験証明書”を○で囲んでください。
 - (2) 証明書作成時では必要な実務経験の期間を満たしていないが、試験日前日(令和4年10月8日(土))まで就業すると見込んだ場合に必要な実務経験の期間を満たす場合には、令和4年10月8日(土)までの見込証明とし、表題の“実務経験見込証明書”を○で囲んでください。
 - (3) (2)の見込証明書を提出した方は、令和4年10月28日(金)(当日消印有効)までに改めて「実務経験証明書」を、簡易書留郵便で提出してください。(その際は、表題の“実務経験証明書”を○で囲んでください)
なお、期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとし、試験を無効とします。
- 10 証明者と実務経験被証明者が同一の場合は、実務経験証明書にあわせて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを添付してください。
※なお、法定資格取得者のうち、許可、認可、届出制を要しない事業(所)に従事しているため、これらの証明書を提出できない場合は、定期的(月次、年次)報告書や業務日誌等の写しを添付してください。
- 11 ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている方については、当該団体概要および市町ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を添付してください。
- 12 派遣会社に登録し、受験資格要件に該当する業務を行う施設等に派遣されている場合は、派遣元の会社の証明権限者が実務経験証明書を作成することになります。
- 13 複数の施設等の証明が必要な場合は、複数枚コピーして使用してください。